大月法人会だより

大月法人会ホームページからも ご覧いただけます。



第13回法人会全国女性フォーラム 山梨大会 平成30年4月12日(木) アイメッセ山梨

▲谷村競馬場(昭和初期頃)/写真提供:ミュージアム都留

▼跡地には都留文科大学が建てられた

主な目次

T : T : 1 : 1 : 1 : 1 : 1 : 1 : 1 : 1 :
新年のご挨拶2
平成29年度納税表彰4
正副会長会・理事会・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第34回法人会全国大会(福井大会)6
支部活動報告6
青年部会活動報告7
女性部会活動報告9
活動報告14
平成30年の県内経済の展望16
大月税務署からのお知らせ17
e-Tax推進協議会からのお知らせ22
平成30年度税制改正提言(全法連)23
迎春 (役員顔写真)27
第38回神社めぐり(諏訪春日神社・出世大神宮) 32
第33回高校生の税に関する標語(優秀作品)34



消費税期限内納付 А 法人会一声運動



平成30年1月1日発行

(国税庁e-Taxキャラクター イータ君) 大月法人会はe-Taxを推進しています。

新年のご挨拶

会長 二細谷 憲二 公益社団法人 大月法人会



新年おめでとうございます。平成 新年おめでとうございます。平成

青年部会の主要事業となる小学生の

昨年の法人会活動では、

女性部会

旧年中は法人会の運営につきまして、会員及び役員の皆様方、並びにて、会員及び役員の皆様方、並びにのではないで理解とご協力を賜り、大変ありがたく厚くお礼申し上げます。

税のオピニオンリーダーである法人 率制度は、暮らしに様々な変化をも 税の増税と同時に導入される軽減税 が継続されることになり、特に消費 げや憲法改正など、安倍首相の政策 年の消費税の税率一〇%への引き上 には安倍政権が信任され、二〇一九 とから自公の大勝に終わり、結果的 権交代を目指した野党が分裂したこ 三十年度税制改正大綱」が決定し 配分の見直し等を盛り込んだ「平成 月には、 負担が生じることになります。十二 関係事業者には数多くの新たな事務 たらすことが予想されるとともに、 昨年十月に行われた衆院選は、 所得税の控除や地方消費税 政

政に寄与していく所存でございます。場を図り、公正な納税と円滑な税務行知識の普及・啓発及び納税意識の高等の説明機会を積極的に設け、税務等の説明機会を積極的に設け、税務会としましても、税務当局との連携

皆様には心より感謝申し上げます。 皆様には心より感謝申し上げます。 高校生の税に関する標語募集を始め 高校生の税に関する標語募集を始め の寄付等は公益事業の柱として、税 の寄付等は公益事業の柱として、税 の高校生の税に関する標語募集を始め にもお役に立てたことと思います。 さらに税務署共催事業の決算・新設 さらに税務署共催事業の決算・新設 性フォーラム等の全法連及び県連事 性フォーラム等の全法連及び県連事 学会員増強への取組を頂き、役員の や会員増強への取組を頂き、役員の や会員増強への取組を頂き、役員の

年が明け、緊迫する北朝鮮問題や 有が、平昌冬季五輪の開催もあり、 日本選手の活躍と新年が明るく、輝 かしい年となることを切望すると共 かしい年となることを切望すると共 かしい年となることを切望すると共 が、平島冬季五輪の開催もあり、 がしい年となることを切望すると共 がしから祈念致しまして、新年の 一次を心から祈念致しまして、新年の 一次を心から祈念致しまして、新年の 一次を心から祈念致しまして、新年の 一次を心から祈念致しまして、新年の 一次を心から祈念致しまして、新年の

新年の御挨拶

署 長 田畑 **晶司** 大月税務署



平成三十年の年頭にあたり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。 旧年中は、細谷憲二会長をはじめ、 旧年中は、細谷憲二会長をはじめ、 活力には、税務行政の円滑な運営に 対しまして、多大なる御支援と御協 対しまして、多大なる御支援と御協 対しまして、多大なる御支援と御協 法人会活動におかれましては、税 法人会活動におかれましては、税 活動など、地域に根ざした幅広い事 活動など、地域に根ざした幅広い事 業活動を展開されました。

会員の皆様方には、各種の事業を会員の皆様方には、各種の事業をを上げられ、同時に軽減税率制度がき上げられ、同時に軽減税率制度がき上げられ、同時に軽減税率制度がき上げられ、同時に軽減税率制度がき上げられ、同時に軽減税率制度が等保存方式」が仕入税額控除の要件条保存方式」が仕入税額控除の要件となる改正が行われています。

事業者である会員の皆様方には、

だきます。 して新制度を丁寧に周知させていた う後も、広報活動や研修会などを通 制度導入時に混乱が生じないように

また、所得税における配偶者控除 と配偶者特別控除が本年から見直し され、配偶者の所得要件が引き上げ されております。源泉徴収義務者で されております。源泉徴収義務者で もある会員の皆様方には、従業員の もある会員の皆様方には、従業員の もある会員の皆様方には、従業員の をよろしくお願い申し上げます。

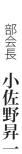
に果たしてまいる所存でございまに、私どもも与えられた使命を誠実に、私どもも与えられた使命を誠実に、私どもも与えられた使命を誠実に、事業者の皆様が税制改正に関す下、事業者の皆様の御理解と御協力の

よう重ねてお願い申し上げます。 ×のご利用をお声掛けいただきますをされる従業員の方々に、 e-Ta をされる従業員の方々に、 e-Ta

拶とさせていただきます。 おの御健勝並びに事業の御繁栄を心 方の御健勝並びに事業の御繁栄を心 法人会の益々の御発展と会員の皆様 はびに当たり、公益社団法人大月

新年のご挨拶

青年部会





年となることと思います。 等について活発な論議も行われる一 度から租税教育活動において「税の 進められて行くことでしょう。昨年 整備・インフラの整備等も本格的に す。二月にはオリンピックマスコッ 年には東京オリンピックを迎えま 動に対し深甚なるご理解とご支援、 謹んで新春のお慶びを申し上げます。 ます。平成三十年の年頭にあたり、 果やインフラ整備に伴う税の使い道 が追加され、オリンピックの経済効 使い道について考える」という項目 ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 とより税務当局の皆様には、部会活 トも決定するとの事で、ソフト面の さて、いよいよ二年後の二〇二〇 旧年中は、青年部会員の皆様はも 新年明けましておめでとうござい

します。昨年は富士吉田支部で担当部・忍野山中湖支部の担当で実施致年で三十四回目を数え、河口湖支校生の税に関する標語」募集は、今校生の税に関する標語」募集は、今

も力を注いでまいります。また十一 致します。併せまして、税務当局の 部会員が集う「全国青年の集い岐阜 月八日・九日には2千有余名の青年 や開催担当となる環富士山交流会に なる高校生の税に関する標語募集を させていただきます。 願い申し上げまして新年のご挨拶と 変わらぬご支援、ご協力を心よりお ご事業のご発展を祈念し、旧年同様 強にも力を入れてまいる所存です。 ていくのと同時に、部会員の加入増 や「ダイレクト納付」の拡大を図っ 各種の税務研修会、「e‐Tax_ ご理解とご協力をお願いする中で、 ので、例年同様多くの参加をお願い 絶好の機会にしたいと考えています 員との情報交換並びに親睦を深める 大会」が開催されます。幅広い部会 回少年野球大会・税金クイズの開催 主体に、社会貢献事業となる第十八 結びに、本年の皆様方のご健勝と 本年も税の知識普及・啓発活動と

新年のご挨拶

部会長 **志村美貴代** 女性部会



慶びを申し上げます。 ます。会員の皆様に謹んで新年のお 新年明けましておめでとうござい

感謝とお礼を申し上げます。事業活動へのご支援、ご協力を賜り本会、青年部会等関係の皆様方には「旧年中は部会員を始め、税務当局、『ぴき『し』にある。

おれて欲しいと願っています。 や都留での豪雨は地域交通網に影響 やおいけ問題」は未だに国民に納 と言う言葉が使われる発端となった「付度」 と言う言葉が使われる発端となった「付度」 を与え、大月市のシンボル「岩殿山」 は大きな被害を受けました。平成二 は大きな被害を受けました。平成二 は大きな被害を受けました。 平成二 が得られない状況が続いおり、 では が得られない状況が続いおり、 でが得いる。 でが得いる。 でが得いる。 でがれて欲しいと願っています。

山梨のPRが出来ました。いよいよ州ヨッチャバレ踊り」で、思う存分の企画担当となり「武田節」と「甲加し、大月法人会が次回開催地PRに、山梨県女連協総勢六十一名が参れた全国女性フォーラム鹿児島大会・昨年の活動では、四月七日に行わ

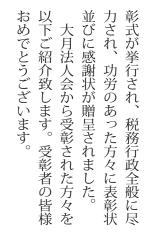
援とご協力をお願い申し上げます。 会役員、青年部会員の皆様方のご支 となります。女性部会員を始め、本 となります。女性部会員を始め、本 となります。女性部会員を始め、本 となります。女性部会員を始め、本 会員。都留市出身の国井雅比古氏に 会」。都留市出身の国井雅比古氏に

画コンクール」及び「税金教室」を 業を実施して参りたいと思います。 業並びに会員相互の交流を深める事 る啓発活動を始め、地域社会貢献事 ティ収益金を管内の社会福祉協議会 催による年末特別研修会でのチャリ ス大会」への出場や青年部会との共 コーラス部の「郡内お母さんコーラ 湖町内の「こころ」で実施。他には る、福祉施設慰問活動は、富士河口 数応募を頂きました。十四回目とな 西桂小及び禾生第一小の二校から多 業「税の絵はがきコンクール」には、 で頂けたと思います。一方の県連事 の大切さと果たす役割について学ん 於いて開催。次代を担う小学生に税 谷村第一小及び禾生第一小の二校に へ寄付致しました。今後も税に関す 個別事業では、第十九回「税金絵

げ、新年のご挨拶とさせて頂きます。らぬご支援とご協力をお願い申し上のご発展を祈念し、昨年と同様変わのご発展を祈念のご健勝並びに事業

平成二十九年度 納 税

おめでとうございます。 以下ご紹介致します。受彰者の皆様 並びに感謝状が贈呈されました。 力され、功労のあった方々に表彰状 彰式が挙行され、税務行政全般に尽 いて、大月税務署主催による納税表 イランドリゾートホテル&スパに於 平成二十九年十一月十六日休、 大月法人会から受彰された方々を





相談役(前副会長)

株 新 名 製 作 所 新名 米光様

署長感謝状

理事・青年部会顧問

理事相当・青年部会富士吉田支部長 甲陽産業㈱ 伊東商店㈱ 伊東 三木 貴也様 範之様

関係民間団体長会会長感謝状

理事·青年部会上野原支部長 理事・上野原支部庶務・会計 株 尾 形 製 作 所 ㈱エノモト 屮 尾形 久幸様 直様

理事相当・女性部会幹事 理事相当・女性部会幹事 女性部会幹事・コーラス部長 **侑コタカ電化** (株) 渡 辺 商 店 エスプラン㈱ 白井恵美子様 小高 渡邉ふく子様 洋子様

平成29年度納税表彰式



㈱尾形製作所 尾形 直様



伊東商店㈱ 伊東 貴也様



甲陽産業(株) 三木 範之様



新名 米光様

ざいます。

外川副会長おめでとうご

旭

双光章受章

ました。 れ、当会副会長の外川凱昭 於いて十一月八日/水開催さ 典、平成二十九年秋の叙勲 があった人へ授与される栄 氏が旭日双光章を受章され 於いて、伝達式が東京プリ 親授式が皇居宮殿豊明殿に ンスホテル(鳳凰の間)に 国家・社会に対して功労







エスプラン(株) 白井恵美子様



(有)コタカ電化 **小高 洋子様**

ざいます。

志村副会長おめでとうご

副会長の志村美貴代氏が東

京に於いて開催され、当会 月七日火、KKRホテル東

京国税局長表彰を受彰され

国税局長納税表彰」が十一 贈られる「平成二十九年度 顕著な功績があった人々に に務め、納税思想の向上に

申告納税制度の普及発展

臣表彰を受彰されました。 所に於いて開催され、当会 財務大臣、国税庁長官納税 贈られる「平成二十九年度 顕著な功績があった人々に に務め、納税思想の向上に 会長の細谷憲二氏が財務大 東京都港区の三田共用会議 表彰」が十月二十五日似、 細谷会長おめでとうござ 申告納税制度の普及発展



審議事項

一、平成二十九年度上期活動報告 職務執行状況報告、並びに平成 及び代表理事・業務執行理事の 二十九年度上期会計報告の件

二、平成三十年新春講演会・賀詞交

います。

贈呈候補者推薦の件



第三回理事会正副会長会

前十時・十一時より大月法人会館に 全項原案通り承認されました。 於いて開催。審議事項については、 平成二十九年十月二十四日火、午

関係民間団体長会会長感謝状被 歓会開催の件



Ę

関係民間団体共催事業の件

- 一、今後の主要事業の件
- 二、法人概況説明書の様式改訂と自 主点検チェックシート活用の件
- 三 福利厚生制度推進の件
- 四 況の件 インターネットセミナー利用状
- Ħ, 加の件 法人会全国大会(福井大会)参
- 六 その他
- ②会費未納先への対応の件 ①やまなし出会いサポートセン ターの件

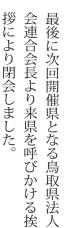


第三十四回法人会全国大会

開催されました。 員の余与良正男氏による記念講演が 行方」と題し、毎日新聞専門編集委 全国より千八百名が参加しました。 され、当会より細谷会長以下計十名、 十月五日は、福井産業会館で開催 一部では「今後の政治と経済の

成三十年税制改正提言及び青年部会 による租税教育活動の報告があり、 辞を賜り、 西川福井県知事、 のご来賓の中から佐川国税庁長官、 林栄三全法連会長挨拶があり、多数 第二部式典では、主催者である小 福利厚生制度推進等の表彰と平 会員増強、 東村福井市長の祝 研修参加率向





三十年度税制改正スローガン

一厳しい財政状況を踏まえ、国・地 方とも行財政改革の徹底を!

超高齢化社会に対応した釈迦保障 と大胆な受益の抑制を! 制度を構築するため、 適正な負担

を! 地域経済と雇用の担い手である中 小企業に、税制措置で更なる活力

の継続を! な事業承継税制の創設により事業 中小企業は地域経済の要。本格的



都留支部合同役員会

十一月十七日金 税務研修会·役員会 九月二十二日金 山一会館 法人会館



第34回

法人会全国大会 [開催日] 2017年10月5日末



税務研修会•特別講演会河口湖東西支部 十月十九日休 富士レイクホテル

上野原支部総会·税務研修会

支部活動報告

(月二十五日) 桃華





支部会議·税務研修会 大月支部役員会

十一月二十九日\() 大商協組合 十月二十四日火 濱野屋



富士急グループ部会税務研修会













高校生の税に関する標語

対象に実施いたしました。 学苑高等学校」の三校の生徒さんを 梨県立ひばりが丘高等学校」「富士 当し、「山梨県立吉田高等学校」「山 する標語」募集は富士吉田支部が担 平成二十九年度「高校生の税に関

で同行いただき堀内富士吉田市長様 署長様、新福統括様、徳永上席様に 七月十八・十九日に田畑大月税務

富士吉田支部役員会





月税務署幹部の方々、富士吉田市よ

と各高校の校長先生に標語募集のお した後に快諾をいただきました。 の税金に関する話題等の意見交換を 願いに伺い、標語募集の意義、

提出する一一五作品を決定しまし 富士吉田支部内にて九月二十五日に 三十五点、富士学苑高校二四五点、 吉田高校一八〇点、ひばりが丘高校 合計四六○点の応募作品の中から、 次選考会を開催し、最終選考会に 九月十四日までに応募いただいた

きまして、田畑税務署長をはじめ大 そして十月十二日に法人会館にお

> り最終選考会を開催し、特別賞5作 性部会の皆様を含めた四十八名によ と役員の方々、そして大月法人会女 細谷法人会長はじめ役員の方々、大 会大月支部長、大月法人会本会より り前田副市長、池谷東京地方税理士 いただきました。 合計三十一の受賞作品を決定させて 月法人会青年部からは小佐野部会長 金賞から入選までに十六作品の

士吉田市長、池谷東京地方税理士会 ル鐘山苑にて田畑税務署長、 表彰式は十一月二十七日別にホテ 堀内富

> した。 たちの頑張りを称えることができた 雰囲気の中開催することができ生徒 お役に立てたのではないかと感じま と、「税を考える週間」に少しでも と思います。受賞された作品を見る 大月支部長にご臨席を賜り、厳粛な

徒さんに心より感謝申し上げ感想と だいた皆様、またなによりも立派な いたします。 標語を考えて応募してくださった生 最後になりましたが、ご協力いた

2017.11.9 🕸 • 10 🗟

青年部会富士吉田支部長

伊東 貴也



税に関する機器表彰式

県連サッカー教室



年末特別研修会

十二月十四日休 富士レークホテル





全国青年の集い(高知大会)



高校生 の税に関 330

大月税務署長官

見渡せばいたるところに 吉田高等学校 二年七組 岩下 活きる税 成輔

税金は 富士吉田市長賞 国を動かす エネルギー

税金は **果京地方税理士会大月支部長賞** 未来を作る 大切な鍵

ひばりが丘高等学校 昼間部普通科一年次 小堀

富士学苑高等学校 三年四組 野々村大志

税金で つくるみんなの 吉田高等学校 二年七組 飯山 豊かな未来 舞優

ひばりが丘高等学校昼間部情報経理科三年次 小針 涼花

税金が ひばりが丘高等学校昼間部普通科二年次 堀内 沙彩 未来の道を つくりだす

富士学苑高等学校 一年五組 小俣龍太郎 「納める」は「もらった」私の 恩返し

吉田高等学校 我が故郷 感謝の気持ちで ふるさと納税 一年七組 堀内 知美

創ろうよ 社会の基盤 税金で

富士学苑高等学校 二年 一組天野 仁弘

大月法人会長賞

見つめよう 生きる権利と 払う義務 吉田高等学校 年四組 吉村 光翔

税金を 使える感謝 忘れずに 青年部会長賞

税金を 納めて託そう 日本の未来

税金を納めて知ろう
大切さ 納めよう 福祉に子ども 国のため

富士学苑高等学校 一年二組 中澤 百華

富士学苑高等学校 一年三組 田辺 研徒

富士学苑高等学校 一年四組 奥脇 望美

吉田高等学校 税金で 豊かな社会と 町づくり 一年四組 滝口 理奈

考えよう 税金ホントの 使いみち

空

吉田高等学校 一年六組 宮澤 一弘

NO税と 言わずに君も 納税を 吉田高等学校 一年七組 小山田貴輝

税金が
社会の暮らし
支えてる

ひばりが丘高等学校 昼間部普通科二年次 渡邉 えり

納税で ひばりが丘高等学校昼間部普通科二年次 舟久保優雅 未来の日本 作ろうよ

ひばりが丘高等学校 昼間部普通科一年次 小針 税金が子供の未来 開きます 碧

富士学苑高等学校 二年三組 吉田ひかり

納税に 託す未来の 第一歩

ふるさとを 見つめてみよう

富士学苑高等学校 一年三組 和光

税金で 見えない相手と 支え合い 吉田高等学校 一年一組 平井 美織

吉田高等学校 納税で 目指すは日本の 明るい未来 一年一組 宮下 春花

その税が 誰かを救う 力となる 吉田高等学校 一年四組 五十嵐梨奈

納税は 明日を潤わす 鍵となる

吉田高等学校 一年六組 小松 世実

消費税 国民生活 向上へ

税金を きちんと納め ひばりが丘高等学校 昼間部普通科四年次 堀口 国栄え 達也

税金を ひばりが丘高等学校昼間部普通科三年次 大森 納めて創る 良き日本 雄基

税金は 税を知り 豊かな未来を 目指しましょう 富士学苑高等学校 二年一組 渡邊 人と人とを つなぐ橋 裕斗

富士学苑高等学校 三年五組 渡辺

大洋

生活を 富士学苑高等学校 富士学苑高等学校 二年四組 羽田小柚稀 かげで支える それが税 一年四組 中村 賢太

税金絵画コンクール」 九回

女性部会活動報告

大月税務署長賞を始めとする特別賞 作品ばかりで大変感心致しました。 感想が小学生目線で見事に表現され す役割』について学び、その知識や 生第一小学校六年生三十五名に出品 が九名、佳作が二十名選ばれ、十一 した租税教室で〝税の大切さや果た して頂き、六月、七月に両校で実施 小学校六年生六十二名、都留市立禾 コンクール」は、都留市立谷村第一 審査の結果、絵画では両校合わせ 第十九回「小学生による税金絵画



谷村第一小学校

執り行いました。 月一日、二日各校に於いて表彰式を なお、入賞作品は十一月二日から

すので、ご覧ください。 大月税務署ロビーに展示してありま 女性部会都留支部長 藤江 一枝



禾生第一小学校

女性部会役員会

九月二十五日月 大月法人会館

九月二十七日州 ロカンダアブラッチ

2017/09/27

大月支部役員会



上野原支部慰問活動

九月二十六日火 コモアケアーセンターあい甲





小学生の概全絵画コンクール優秀作品

年末調整説明会

十一月七日火 富士五湖文化ホール









コンクール選考会県連税金絵はがき 十月十八日水 甲府法人会館

花をら

大月税務署長賞

野武



大月法人会長賞

水野 正恵



税理士会大月支部長賞

増井 瑛大



女性部会長賞

水越 光琉



女性部会長賞



杏 女性部会長賞



原田



女性部会長賞 佐藤 璃々



女性部会長賞 木下 まこ

佳

賞賞賞

女法税都大

作

小学校 小学校 小学校 山日中杉志倉巨大渡平川加荒相佐小勝堀堀酒佐木水原小水増中野 林 俣内内井藤下越田林野 向沢本村内椋森邉井島藤井馬藤

大同生命は

「法人会の経営者大型総合保障制度」を通じて、 引き続き、会員のみなさまに大きな安心を お届けしてまいります。

本年もよろしくお願い申しあげます。





+二月+三紀 西桂小学校 県連税金絵はがき



+ | 月八日米 三島方面 日帰り税務研修会 富士吉田・河口湖支部

県連税金絵はがきコンクール受賞作品



山梨県法人会連合会佳作 巨椋 香織



山梨県法人会連合会佳作 前田 笑莉



山梨県法人会連合会佳作 渡邉 翔太



大月税務署長賞

高尾 優美

精密プレス金型設計・製作 試作全般 プレス部品加工(単発・順送) NC加工(単品・量産)

しんみょう

株式会社新名製作所



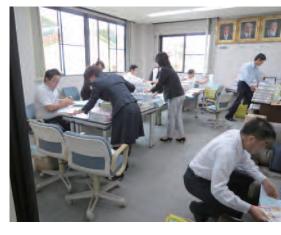


〒409-0133 山梨県上野原市八ツ沢142-1 TEL(0554) 62-3988代 FAX(0554) 62-3987



九月一日金大月法人会館





九月十二日火 大月法人会館





九月四日原 大月法人会館

総務委員会



税制・研修委員会

十月二十七日金 関係民間団体長会 大月税務署



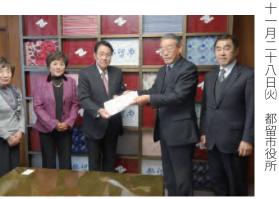
広報委員会

十一月六日/月 大月法人会館



中学生による税金弁論大会

+一月+日金 上野原西中学校 第三十二中学生による弁論大会



税制改正提言書提出

茂夫

大介



甲府市小瀬町九一一―五 代表取締役 幡野

株式会社エコ電サービス

大月市猿橋町殿上四二

株式会社S—PLUS

大月市猿橋町藤崎五四三

慎也

九月十三日伙 大月税務署 十一月十三日原 説明会



税制改正提言書提出 一月二十八日似 大月市役所

九月十四日休 /説明会

大月法人会館 十二月十四日休

○有限会社サクラエンタープライズ 富士吉田市下吉田東二 富士吉田市下吉田東二 大月市駒橋一— 羽田

空海 十月十七日伙 常磐ホテル





九月五日火 談露館



 $S \cdot K \cdot$

since 1964

東 TAKAYA ITO 伊 也 代表取締役専務

山梨県南都留郡忍野村忍草2613-1 ₹401-0511 TEL 0555-24-2641 FAX 0555-24-0866 E-mail takaya-i@fgo.jp

一成三十年の県内経

山梨中銀経営コンサルティング株式会社 経済調査部長 岡 本 新 一

がみられました。 富士山周辺以外の観光地を選ぶ動き ることに加えて、日本へのリピータ 推移しました。このようななか、 数は全国平均を大きく上回る水準で 直しの動きがみられるなど、全体と ほか、設備投資や個人消費にも持ち ーが増加するなかで一度訪れている 体旅行から個人旅行にシフトしてい 客に関しては、観光のスタイルが団 前年割れとなりました。中国人観光 稼働状況」との声も聞かれました。 内メーカーからは「過去最高水準の とって追い風となり、鉱工業生産指 資需要の拡大が半導体製造装置や工 た生産面について、世界的な設備投 のうち、景気回復のけん引役となっ して緩やかに回復してきました。こ りましたが、生産面で増勢を強めた で増勢が続いていた中国人観光客も 作機械関連産業が集積する山梨県に 一方、観光関連においては、これま 年初は横ばい圏内での推移とな 年の県内景気を振り返ります 県

> 今年の景気を展望しますと、国内 学年の景気を展望しますと、国内 がで、輸出にけん引されて生産が増 がで、輸出にけん引されて生産が増 がで、輸出にけん引されて生産が増 がで、輸出にけん引されて生産が増 がで、輸出にけん引されて生産が増 がで、輸出にけん引されて生産が増 の好調が徐々に家計部門に波及し個 人消費も上向いていくものとみられ ることから、引き続き回復基調で推 ることから、引き続き回復基調で推

な回復が続くとみられます。
ことが見込まれることから、緩やか
資や個人消費も改善傾向で推移する
産面が好調を持続するほか、設備投

を情せている。 直しの動きが続くとみられます。 の改善が見込まれることから、持ち 産面の好調を背景に雇用・所得環境 項目別にみますと、個人消費は生

な姿勢が窺われます。

「男内企業経営動向調査」(山梨中央に県内企業経営動向調査」(山梨中央

生産は、半導体製造装置や工作機生産は、半導体製造装置や工作機は関連など機械工業の好調が続くとみられます。一方、宝飾、ワイン、スッられます。一方、宝飾、ワイン、は、人口減少等により国内需要がでは、人口減少等により国内需要がでし、その一方でIT技術の進展だだし、その一方でIT技術の進展に伴い、インターネット等を活用した販売チャネルの拡大、海外への販た販売チャネルの拡大、海外への販た販売チャネルの拡大、海外への販を販売チャネルの拡大、海外への販路拡大など従来とは違うビジネスチャンスも生まれているなかで、国内を拡大など従来とは違うビジネスチャンスも生まれているなかで、国内を対しているながで、国内を対しているなが、対しているとと考えられまが、対しているなが、対しているなが、対しているなが、対しているなが、対しているなが、対しているなが、対しているなどの対していると表しているというによりでは、生産は、半導体製造装置や工作機を対しているなど機械工業の好調が続くと表しますが、対しているなどの対しているなどの対しているというには、大きないるというには、大きないるというには、大きないるというには、大きないるというには、大きない。

と同義語で、万物が盛んに茂ることゅつ)」にあたります。「戊」は、茂年は、「戊戌(つちのえいぬ・ぼじちて、陰陽五行によると、平成30

いうことにもなるでしょうか。

動を思い切って改める革新の年」と

成長していくために、これまでの活

成長していくために、これまでの活

が展しています。このため、「戊戌」は、「今後も

がいうことにもなるでしょうか。

ところで、「犬も歩けば棒に当たる」という諺には二つの意味があることをご存知でしょうか。ひとつは、外に出ると災難に遭うという否定的外に出ると災難に遭うという否定的外に出ると災難に遭うという否定的な意味です。もうひとつは、外に出るからこそ思わぬ幸運に出会うというなる成長の年にするために、チャらなる成長の年にするために、チャらなる成長の年にするために、チャウなる成長の年にするために、チャウなるが訪れるのを待つのではなく、かみ取っていく「攻めの姿勢」で臨れでいきたいものです。

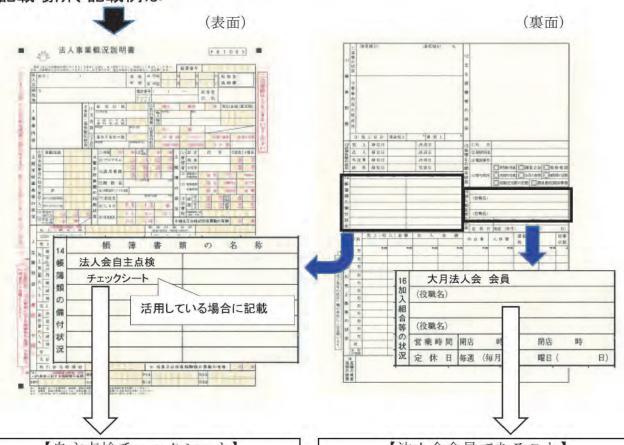
大月法人会 会員であることを明記しましょう

★「法人事業概況書」に会員であることの証として★

法人税確定申告書の提出時にあわせて提出する「法人事業概況書」に大月法人会の会員であることを記入しましょう。また、企業の税務コンプライアンスに「自主点検チェックシート・ガイドブック」を活用している場合は、活用していることを記載しましょう。

法人税確定申告書の書面による提出、e-Taxでの送信の際、必ず記載しましょう。 税理士に依頼している場合、必ず記載するようお願いしてください。

記載場所、記載例は



【自主点検チェックシート】

このチェックシートは全国法人会 総連合が企業の内部統制の強化や 経理水準向上のため、全日本税理士会 連合会の監修と国税庁の後援のもとに 作成したものです。

チェックシートを活用することで、 税務調査での指摘事項の減少、ひいては 調査の対象から除かれることを法人会は 期待しています。

※まずは当会のホームページからダウンロード してご使用ください。

【法人会会員であること】

法人会は「税のオピニオンリーダー」 として、自ら税を理解し正しい申告と 納税を行う法人で組織する団体です。

税務署と連携を図りながら、税知識の 普及、納税道義の高揚を図る各種の活動 をしています。

大月法人会 会員であることをアピールしてください。



【問合せ先】〒401-8502 大月市御太刀2-8-10 Tel (0554) 22-3151 (代表) ※お電話は自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

平成29年分確定申告書の提出及び納付期限

- 所得税及び復興特別所得税・贈与税⇒平成30年3月15日(木)
- 個人事業者の消費税及び地方消費税⇒平成30年4月2日(月)
 - ※ 振替納税をご利用の方の振替日

(贈与税の振替納税制度はありません。)

所得税及び復興特別所得税

⇒ 平成30年4月20日(金)

個人事業者の消費税及び地方消費税 ⇒ 平原

⇒ 平成30年4月25日(水)

申告書作成会場 の開設期間

開設期間	会 場	所 在 地	時間
2月16日(金)~3月15日(木) ※土、日を除きます。	大月税務署3階	大月市御太刀2-8-10 大月地方合同庁舎	【受付】午前8時30分から (提出は午後5時まで) 【相談】午前9時から 午後5時まで

- ○上記期間以外は、税務署の申告書作成会場はありませんのでご了承ください。
- ○会場開設初日及び申告書提出期限間際は、大変な混雑が予想 されますのでご了承ください。
- ○当署の駐車スペースに限りがございますので極力お車での来 署はご遠慮ください(駐車の際、お待ちいただく場合があります)
- ○税務署内には、コピー機及び公衆電話はありませんのでご了 承ください。



税理士による 洪洪本 日 一一 1120 ~申告書を作成して提出できます~

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を開催しますのでご利用ください。

日 付	会場	所 在 地	時間
2月1日(木)			
2月2日金	上野原市もみじホール2階会議室	上野原市上野原3832	<i>x</i> → 4 0 □ +
2月5日(月)			午前10時~正 午
2月6日(火)	富士吉田市民会館3階会議室	富士吉田市緑ケ丘2-5-23	 午後1時~午後3時
2月7日(水)	田工口川川氏云姫り旧云磯王	 田丁口川山冰/ TTS-2-52	
2月8日(木)	富士河口湖町役場コンベンションホール	富士河口湖町船津1700	

- ○会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますのでご了承ください。
- ○小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)。 申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出(郵送可)してください。
- ○ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカードまたは②番号確認書類及び身元確認書類)の写し等をご持参ください。

税務署からのお知らせ

«マイナンバーの記載について»

申告書や申請書等には マイナンバーの記載が必要です!!

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、



申告手続などには

マイナンバーの記載

+ 本人確認書類の 提示又は写しの添付

が必要です!

国税に関するマイナンバー制度の最新情報



または

国税庁 マイナンバー

検索

«医療費控除について»

医療費控除は領収書が提出不要となりました

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに

"医療費控除の明細書"の添付が必要となりました。

- ※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。 (税務署から求められたときには、提示又は提出しなければなりません。)
- ※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

- (注) 平成29~31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。
- ※ 詳しくは、国税庁ホームページ (www. nta. go. jp) をご覧ください。

医療費控除

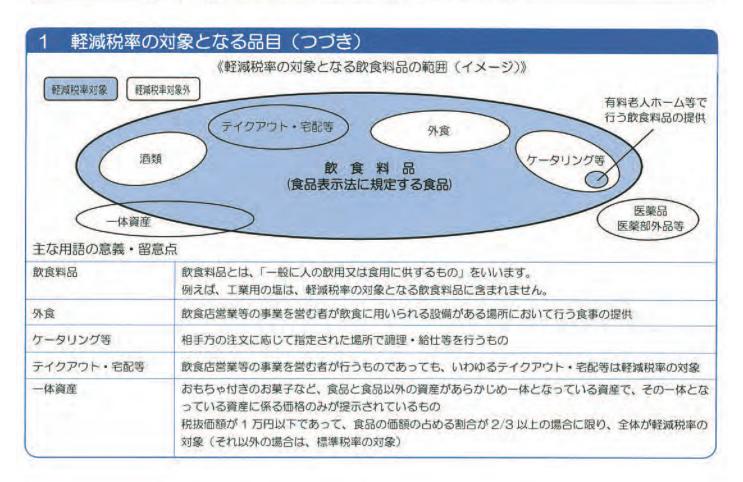


平成31年 10月1日~

消費税の軽減税率制度が実施されます

平成28年4月 国 税 庁 (平成28年11月版記)

軽減税率制度の 実施時期	平成31年10月1日(消費税率の引上げと同時)				
消費税率等	標準税率は 10% (消費税率 7.8%、地方消費税率 (注) 2.2%) 軽減税率は8% (消費税率 6.24%、地方消費税率 (注) 1.76%) (注) 地方消費税の税率は、消費税額の 78 分の 22				
軽減税率の 対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)				
帳簿及び請求書等 の記載と保存	 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理(区分経理)を行っていただくこととなります。 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等(注1)の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等(注2)の保存が要件となります(区分記載請求書等保存方式)。 (注)1 「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 2 「区分記載請求書等」といいます。なお、平成35年10月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります(適格請求書等保存方式)。 				
税額の計算	・ 売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。・ 区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額(売上税額)又は仕入れに係る税額(仕入税額)の計算の特例があります。				



2 帳簿及び請求書等の記載と保存(区分記載請求書等保存方式)(戦31年10月~戦35年9月)

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、帳簿と区分記載請求書等の 保存が必要となります(区分記載請求書等保存方式)。

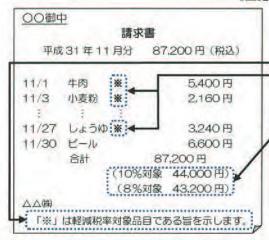
免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等 の発行を求められる場合があります。 課税事業者・免税事業者の方

レジの導入・改修などのための<u>中小</u> 事業者の方への支援措置(補助金) については、最終ページを参照

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項		
平成31年9月30日まで 【現行制度】	課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月 日・取引の内容・対価の額	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称		
平成31年10月1日から 平成35年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	(上記に加え) 軽減税率の対象品目である旨	(上記に加え) ① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額(税込み) ※ ①及び②については、請求書等の交付を受けた事業者による追記も可能		

- (注) 1 請求書等には、記載事項を満たす領収書や納品書、小売業者が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。
 - 2 取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が認められます。

《区分記載請求書等の記載例》



現行の請求書等の記載事項に加え、次の①及び②を記載することとされました。

- ① 軽減税率の対象品目である旨の記載(例えば、税率(8%)の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載)
- ② 税率ごとに合計した対価の額(税込み)の記載

(参考)

取引先から上記①及び②の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を自ら追記することができます。

《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

- 1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援(注)
- ※ 詳細は以下の、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。 URL http://kzt-hojo.jp専用ダイヤル 0570-081-222 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
- 2. 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備
 - ※ 最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。
- (注)軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

《消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応》

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせのほか、軽減税率制度の概要に関する問い合わせを受け付けています。 ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL http://www.tenkasoudan.go.jp (24時間受付)

e-Tax推進協議会からのお知らせ

■ ネットが便利 申告・納税 e-Tax

マイナンバーカードで 1-907 1-907 1-907 1-907 1-907 1-907 1-907

※ご利用のパソコンがe-Taxの推奨環境を満たしているかを、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

1 マイナンバーカードを取得

- 郵便やインターネットなどで申請 パソコンやスマートフォンからでも申請できます。
- 2 市区町村で受取

住民票のある市区町村から交付通知書が届きます。

※ マイナンバーカードの申請方法、受取方法などに ついては、「マイナンバーカード総合サイト (www.kojinbango-card.go,jp)」でご確認くだ さい。



2 ICカードリーダライタ又はスマートフォン*を用意



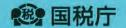
又は



- ※ マイナンバーカードに対応したICカードリーダライタ又はスマートフォンが必要になります。 詳しくは「公的個人認証サービスポータルサイト (www.jpki.go.jp)」でご確認ください。
- ※ ICカードリーダライタは家電販売店やオンラインショップなどで購入できます。

3 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ

- 画面の案内に従って利用者識別番号を取得
 - ※ 既に利用者識別番号を取得されている方は不要です。
- ② マイナンバーカードの電子証明書をe-Taxに登録
 - ※ 住民基本台帳カードの電子証明書をe-Tax に登録している方が新たにマイナンバーカードを取得した場合も、マイナンバーカードの電子証明書の再登録が必要です。
- 日告書等データを作成、送信
 - ※ 申告書等データを送信した後、受信通知がメッセージボックスに格納されますので、ご確認ください。
- ※ 住民基本台帳カードでe-Tax を利用されている方へ 住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期間内であれば引き続きe-Tax でご利用いただけます。



三十年度税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

《はじめに》

であるデフレ脱却も不透明なままである。であるデフレ脱却も不透明なままである。日銀の長期にわたる「異次元緩和」にる。日銀の長期にわたる「異次元緩和」におるが、依然として力強さを欠いている。日銀の長期にわたる

でベノミクス最大の効果といわれた円 を・株高の流れにはブレーキがかかり、政 を・株高の流れにはブレーキがかかり、政 を、株高の流れにはブレーキがかかり、政 を、は低調で個人消費への波及は鈍い。消費税 を、は低調で個人消費への波及は鈍い。消費税 を、以種の経済財政運営に疑問が呈されて め、政権の経済財政運営に疑問が呈されて め、政権の経済財政運営に疑問が呈されて いる。

すとの文言を新たに盛り込んだ。 (国内総生産) 比の安定的引き下げを目指 財政収支黒字化という財政健全化目標を維 財政収支黒字化という財政健全化目標を維 針2017」は2020年度までの基礎的 針2の対け財政規律の緩みに対する懸念は

を入りたい。 を入りたい。 を受けたい。 を受けたい。 を受けたい。 を受けたの。 をのできるとの狙いがある。 をのられている。 できるとの狙いがあるとの。 ならば名目成長率と長期金利の水準からみならば名目成長率と長期金利の水準からみならば、 はいがあるとの。 を受けたい。 を受けたい。 をできるとの。 をできる。 をできるの。 をできる。 をでをできる。 をでをできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をでをできる。 をでをできる。 をでをできる。 をでをできる。 をできる。 をで

> 下では地方創生戦略との相乗効果なども担うべき規制改革では、農業や医療などを担うべき規制へもっと切り込む必要があり、の岩盤規制へもっと切り込む必要があり、下げ効果も顕在化させねばならない。また、下げ効果も顕在化させねばならない。また、下げ効果も顕在化させねばならない。また、下げ効果も顕在化させねばならない。また、下げ効果も顕在化させねばならない。 下では地方創生戦略との相乗効果なども視 では地方創生戦略との相乗効果なども視 下では地方創生戦略との相乗効果なども視

世界経済は、本年誕生したトランプ米政 世界経済は、本年誕生したトランプ米政 世界経済は、本年誕生したトランプ米政 世界経済は、本年誕生したトランプ米政 世界経済は、本年誕生したトランプ米政 世界経済は、本年誕生したトランプ米政 世界経済は、本年誕生したトランプ米政

《基本的な課題》

- 、税・財政改革のあり方

関と地方を合わせた長期債務残高がGD と、その財源を賄うべき税や にしたままである。行政サービスという国 にしたままである。行政サービスという国 が国の財政は、先進国の中で群を抜いて悪 が国の対政は、先進国の中で群を抜いて悪 が国の対政は、先進国の中で群を抜いて悪 が国の対政は、先進国の中で群を抜いて悪

少子高齢化社会に対応するには、受益を大いる。先進国で最速のスピードで進展する却できない社会保障分野は、それを象して「中福祉・低負担」とされる構造から脱

立させるための現実的な方法はない。持続可能な社会保障制度と財政健全化を両上げて「中福祉・中負担」を目指す以外に、上に抑制し、「負担」を必要な水準に引き

先行させているのが現状といえる。 「社会保障と税の一体改革」はその一歩 だったが、中身は大きく変質してしまった。 で、「受益」の方は重点化・効率化がなか が2019年10月へ再延期される一方 だったが、中身は大きく変質してしまった。

これは明らかに財政規律が緩んでいるからであろう。国家的課題である持続可能ならであろう。国家的課題である持続可能な社会保障制度と財政健全化の両立ができなは一刻も早く財政規律を立て直すことである。そして厳しい税財政改革を断行し将来る。そして厳しい税財政改革を断行し将来る。そして厳しい税財政改革を断行し将来る。そして厳しい税財政改革を断行し将来に備えねばならない。

1、財政健全化に向けて

引き下げを目指す」としたのである。 引き下げを目指す」としたのである。 引き下げを目指す」としたのである。 引き下げを目指す」としたのである。 引き下げを目指す」としたのである。 引き下げを目指す」としたのである。

健全化目標は大きく変質したとされる。となれる。は今代と「同時」という文言が加わったことで、改善を目標とするのは当然である。しかし、改善を目標とするのは当然である。しかし、という文言が加わったことで、

内閣府が本年7月に示した新たな「中長 内閣府が本年7月に示した新たな「中長 Bは2020年度で8・2兆円の赤字が残 り黒字化目標は絶望的である。一方の債務 り黒字化目標は絶望的である。一方の債務 5179・3%へと低下していく。高い名 目成長率の想定と異次元緩和持続による利目成長率の想定と異次元緩和持続による利目成長率の想定と異次元緩和持続による利は、消費税引き上げ再延期などにより不可は、消費税引き上げ再延期などにより不可能とみられており、今回の目標変更は20年度目標未達成の批判を和らげる狙いとの指摘が多い。

「債務残高対GDP比」は債務残高が増加しても名目成長率がそれより高ければ一が引き締めに向かえば、現在と逆のパターが引き締めに向かえば、現在と逆のパターンをたどり債務残高対GDP比」は債務残高が増

昨年度の国の税収は当初予算を大幅に下町年度の国の税収は当初予算を大幅に下り、高成長を背景とした税の自然増収に頼り、高成長を背景とした税の自然増収に頼むみる。真の財政健全化を達成するためにはPB黒字化に向け規律ある具体的な道筋はPB黒字化に向け規律ある具体的な道筋である。

(1)消費税率10%への引き上げは、財政健全(1)消費税率10%への引き上げは、財政健全を解消するであために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税原点に立ち返って、2019年1月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経率引き上げが確実に実施できるよう、経率引き上げが確実に実施できるよう。

,Z4

(2)「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で2016年度から18年度までの3年間で度に抑制する目安を示した。この2年間度に抑制する目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の増加額を1・6兆円(社会保度においては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制な確実に行うべきである。

(3)財政健全化は国家的課題であり、歳出、3)財政健全化は国家的課題であり、歳出につ収を前提とすることなく、また歳出につ収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実にまつて進めることがまり、最出、

(4)消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率がに軽減税率制度を導入するのである。仮に軽減税率制度を導入する予定としていに軽減税率制度を導入する予定としていいが、政府は税率10%引き上げ時望ましいが、政府は税率10%引き上げ時望ましいが、政府は税率10%引き上げ時は消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率がとおり、税率10%程度はできる。

を踏まえた細心の運営が求められる。長上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するうえ財政の悪化要与え、成長を阻害するうえ財政の悪化要長期金利の原設が揺らいだ場合、長期金利の

2、社会保障制度に対する基本的考え方

かつ適正な「負担」を確保していかなけれた、効率化」によって可能な限り抑制し、急増が見込まれるためで、これを「重点急増が見込まれるためで、これを「重点用高齢者となる「2025年問題」がクロ期高齢者となる「2025年問題」がクロ社会保障分野では団塊の世代すべてが後

ごり資味で、今衰別サイト隻役割ります。 は、社会保障制度が立ち行かなくなる。

での意味で、診療報酬と介護報酬の同時での人件費にあたる「本体」にどう切り込いでイナス改定に依存してきただけに、医診療報酬は引き下げ要因をこれまで「薬価」のマイナス改定に依存してきただけに、医のマイナス改定に依存してきただけに、医のマイナス改定に依存してきただけに、医がが焦点となろう。

社会保障と税の一体改革工程表との関係では、消費税引き上げが再延期される一方では、消費税引き上げが再延期される一方で、保育士や看護士の待遇改善などの充実策が先行実施された。これらの施策は少子化対策として必要不可欠ではあるが、安定財源の同時確保が何より重要である。また、「骨太の方針2017」が盛り込んだ「幼児教育・保育の早期無償化」に向け、その財源として検討対象となっている「子ども財源として検討対象となっている「子ども保険」の創設についても、慎重であるべきと考える。この種の財源としては税の方が妥当との意見や、保険料の負担面で世代間妥当との意見や、保険料の負担面で世代間妥当との意見や、保険料の負担面で世代間の方が生じるなどとの意見が強いからに不公平が生じるなどとの意見が強いからである。

超高齢化社会が到来した今、社会保障は超高齢化社会が到来した今、社会保障はで対していても、こうした視点を踏まえた客題についても、こうした視点を踏まえた客題についても、こうした視点を踏まえた客間的なデータ分析に基づく実効性ある取り組みが求められる。

(1)年金については、「マクロ経済スライド(1)年金については、「支給開始年齢の引き上げ」の厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」がある。

②医療については、成長分野と位置付け、

大胆な規制改革を行う必要がある。給付大胆な規制改革を行う必要がある。給付大胆な規制改革を行う必要がある。給付大胆な規制改革を行う必要がある。給付大胆な規制改革を行う必要がある。給付

はできらなる厳格な運用が不可欠であるどさらなる厳格な運用が不可欠であるどを見直すとともに、不正受給の防止の生活保護については、給付水準のあり方

(5)少子化対策では、現金給付より保育所や(5)少子化対策では、現金給付より保育所や 重点を置くべきである。その際、企業も 重点を置くべきである。その際、企業も 企業主導型保育事業のさらなる活用に向 企業主導型保育事業のさらなる活用に向 が、の際、企業も はて検討する。

確保する必要がある。
なお、子ども・子育て支援等の取り組

立が求められる。 長を阻害しないような社会保障制度の確 の企業の過度な保険料負担を抑え、経済成

3、行政改革の徹底

財政健全化と社会保障の安定財源を確保財政健全化と社会保障の安定財源を確保を示されている。消費税引き上げの前提に「行革の徹底」があったのはこのためであることも事実である。消費税引き上げの前提に「行革の徹底」があったのはこのためであり、改めてこうがあったのはこのためであり、改めてこうがあったのはこのためであり、改めてこうがあったのはこのであり、

行政改革を徹底するに当たっては、地方であろう。

の格差」是正を目的にした定数の見直しはの格差」是正を目的にした定数の見直しはつていない。税金が含まれている政治資金っていない。税金が含まれている政治資金っている。国民の政治不信を払拭するためにも、政治資金規正法の見直しなどを行めにも、政治資金規正法の見直しなどを行めにも、政治資金規正法の見直しなどを行めにも、政治資金規正法の見直しなどを行めにも、政治資金規正法の見直しなどを対している。

める。 値目標を定めて改革を断行するよう強く求の諸施策について、直ちに明確な期限と数の諸施策について、直ちに明確な期限と数の

2)厳レハオタ犬兄を沓まえ、国・也ち公务(減、歳費の抑制。

系による人件費の抑制。 員の人員削減と、能力を重視した賃金体②厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務

(3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

4、消費税引き上げに伴う対応措置

保などの観点から極めて問題が多いからで得者対策として軽減税率が導入されることになっているが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたが望ましいことを改めて表明しておきたが望ましいことを改めて表明しておきたが望ましいことを改めて表明しておきたが望ましいことを改めて表明しておきたが望ましい。

a Z

展所得者対策は現行の「簡素な給付措置」 医である。

効性の高い対策をとるべきである。が適正に価格転嫁できるよう、さらに実別措置法」の効果等を検証し、中小企業 り現在施行されている「消費税転嫁対策特」

る必要がある。 度、執行面においてさらなる対策を講じってより重要な課題となる。消費税の制

5、マイナンバー制度について

着に向けて取り組んでいく必要がある。続き、制度の意義等の周知に努め、その定を理解しているとは言い難い。政府は引きが、依然として国民や事業者が正しく制度マイナンバー制度は運用段階に入ったマイナンバー制度

また、制度を有効に機能させるには国民の信頼が何より重要であることから、年金の信頼が何より重要であることから、年金ー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。国民の利便性を高することが重要である。国民の利便性を高める観点からは、e-TaxやeLTAXめる観点からは、e-TaxやeLTAXめる観点からは、e-TaxやeLTAXのる観点からは、e-TaxやeLTAXのる観点からは、e-TaxやeLTAXの名種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。

今後は社会保障と税、災害対策となって

ある。 課題となるが、広範な国民的議論が必要でいる利用範囲をどこまで広げるかが大きな

6、今後の税制改革のあり方

Ⅱ、経済活性化と中小企業対策

我が国経済は緩やかな回復基調を続けて 我が国経済は緩やかな回復基調を続けて しかし、長期にわたる異次元緩和に フレ目標2%の達成は2019年度までさ フレ目標2%の達成は2019年度までさ イクルにも至っていない。

したAI(人工知能)やあらゆるものがネめ、その成果は定かではない。肝心な規制が、その成果は定かではない。肝心な規制が、その成果は定かではない。肝心な規制が、その成果は定かではない。肝心な規制が、その成果は定かではない。肝心な規制が、その成果は定かではない。肝心な規制が、その成果は定かではない。肝心な規制が、その成果は定かではない。肝心な規制が、その成果は定かではない。

明らかに成長戦略は減速している。アベ件わなければ効果は減じられよう。ットにつながる「IoT」も、規制緩和が

明られば「具単町は減速している。 アー明られば「具単町は減速しているといわれる。持続的で力強い成でかているといわれる。持続的で力強い成長サイクルを構築するためには、大胆な規長サイクルを構築するためには、大胆な規長サイクルを構築するためには、大胆な規長サイクルを構築するためには、大胆な規制改革を中心とした戦略の立て直しが必要制改革を中心とした戦略の立て直しが必要制改革を中心とした戦略の立て直しが必要制改革環境整備が求められる。

1、法人実効税率について

法人実効税率は平成28年度税制改正で法人実効税率は平成28年度税制改正でといる。このため、税率引き下げの条件となった賃金引きめ、税率引き下げの条件となった賃金引きめ、税率引き下げの条件となった賃金引き

をである。 として高い。今般の税率引き下げの効果然として高い。今般の税率引き下げの効果然として高い。今般の税率引き下げの効果がとして高い。今般の税率引き下げの効果がある。 がらさらなる引き下げも視野に入れる必点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2、中小企業の活性化に資する税制措置

うな税制の確立が求められる。 確保し、経済社会への貢献を続けられるよ代や環境の変化の中で中小企業が存在感を経済の担い手である。グローバル化など時年がの担い手である。がローバル化など時の担い手である。がローバル化など時

15%を時限措置ではなく、本則化する。⑴中小法人に適用される軽減税率の特例

引き上げる。 観を、少なくとも1、600万円程度に据え置かれている軽減税率の適用所得金また、昭和56年以来、800万円以下にまた、昭和56年以来、800万円以下に

②租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めのや適用件数の少ないものは廃止を含めのや適用件数の少ないものは廃止を含めのを適用のができである。なお、少額減価償却則化すべきである。なお、少額減価償却別ですべきである。なお、少額減価償却別ですべきである。なお、少額減価償却別ですべきである。なお、少額減価償却別ですることがら、直ちに本則化することがいることから、直ちに本則化することがいることから、直ちに本則化することがいることから、直ちに本則化することがいることから、直ちに本則化することがいることから、直ちに本則にでは、税の公平性・倉力を含める。

限(合計300万円)を撤廃する。入の特例については、損金算入額の上②少額減価償却資産の取得価額の損金算

3、事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

定的な措置にとどまっており、欧州並み猶予制度は、欧州主要国と比較すると限的な事業承継税制の創設(我が国の納税(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格)

創設が求められる。 り離し、非上場株式を含めて事業用資産 事業従事を条件として他の一般財産と切 とくに、事業に資する相続については、 への課税を軽減あるいは免除する制度の 本格的な事業承継税制が必要である。

要件緩和と充実 贈与税の納税猶予制度について

猶予制度について要件緩和と充実を図る ことを求める。 れるまでの間は、相続税、贈与税の納税 上述の本格的な事業承継税制が創設さ

①株式総数上限(3分の2)の撤廃と相 0%に引き上げる。 続税の納税猶予割合(80%)を10

②死亡時まで株式を所有しないと猶予税 点で免除する制度に改める。 額が免除されない制度を、5年経過時

③対象会社規模を拡大する。

地方のあり方

同じことがいえる。 可欠な理念として掲げねばならないのは、 地方の自立と自助の精神である。深化段階 に入った地方創生戦略を推進するうえでも 分権化が基本政策といえよう。その際に不 を見直し、財政や行政の効率化を図る地方 地方の活性化には、国と地方の役割分担

略構築には地域の産業実態に通じた民間の 中の是正を図ることなどを目指している 針2017」に基づき、地域の人材への投 が、それには地方がそれぞれの特色と強み 資を通じた地域の生産性向上や東京一極集 発することが何より求められよう。その戦 を生かし、新たな技術やビジネス手法を開 政府は「まち・ひと・しごと創生基本方

知恵・工夫の結集が欠かせない。

出身自治体に限定するなど「ふるさと納税」 のは当然の措置といえる。また、住民税は 安易な手法であり本格的な地方活性化戦略 特産品の返礼品競争については、あまりに れている「ふるさと納税制度」にみられる 本来の趣旨に沿った見直しが必要であろ との指摘がある。例えば納税先を納税者の この制度自体が地方税の原則にそぐわない 本来、居住自治体の会費であることから、 につながるとは考えにくい。総務省が本年 4月、過剰な返礼品に一定の制限を設けた ただ、地域活性化策として一部で評価さ

国のPBが大幅赤字で地方のそれが黒字と 要因を把握・分析することにしているが、 省では各地方公共団体の基金増加の背景や の相応の削減は避けて通れまい。 いう財政状況を考えれば、地方交付税総額 21兆円(27年度決算)に膨らんだことも、 している」として問題視されている。総務 「地方は国の仕送り(地方交付税)を貯金 財政調整基金など地方の基金残高総額が

くことが重要である。 は必要な安定財源の確保や行政改革につい が多く、その改革が求められてきた。地方 から地方の財政規律を歪めているとの指摘 不足財源を保障する機能を有していること そもそも、地方交付税制度は国が地方の 自らの責任で企画・立案し実行してい

(1)地方創生では、さらなる税制上の施策に 等、実効性のある改革を大胆に行う必要 根差した技術の活用、地元大学との連携 よる本社機能移転の促進、地元の特性に などによる技術集積づくりや人材育成

> ②広域行政による効率化の観点から道州制 ③国に比べて身近で小規模な事業が多い地 うな民間のチェック機能を活かした手法 併メリットを追求する必要がある。 自治体(人口30万人程度)の拡充を図る の導入について検討すべきである。基礎 が有効であり、各自治体で広く導入すべ ため、さらなる市町村合併を推進し、 方の行財政改革には、「事業仕分け」のよ 合

(4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与 く、地域の民間企業の実態に準拠した給 ためには国家公務員に準拠するだけでな 適正な水準に是正する必要がある。その と比べたラスパイレス指数(全国平均べ 与体系に見直すことが重要である。 ース)が改善せずに高止まりしており

⑸地方議会は、大胆にスリム化するととも 政務活動費の適正化を求める。行政委員 また、高すぎる議員報酬の一層の削減と するチェック機能を果たすべきである。 に、より納税者の視点に立って行政に対 入するなど見直すべきである。 会委員の報酬についても日当制を広く導

年度~32年度)」も2年目に入っているが 間の後期である「復興・創生期間(平成28 定着、雇用確保を図る観点などから、実効 までの効果を十分に検証し、予算を適正か である。今後の復興事業に当たってはこれ 必要がある。また、被災地における企業の 対応を含めて引き続き、適切な支援を行う つ迅速に執行するとともに、原発事故への 被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ば 東日本大震災からの復興に向けて復興期

> 性のある措置を講じるよう求める。 いても、東日本大震災の対応などを踏まえ、 また、昨年4月に起こった熊本地震につ

V

早急に取り組まねばならない。

災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて 適切な支援と実効性のある措置を講じ、被

1、納税環境の整備

町村民税、法人事業税の申告納税手続きに 税基準を同じくする法人の道府県民税、市 上、事務負担の軽減を図るため、国税と課 合理化を図るべきである。 つき、地方消費税の執行と同様に、一層の 行財政改革の推進と納税者の利便性向

2、租税教育の充実

ビスの対価であり、国民全体で等しく負担 税意識の向上を図っていく必要がある。 より、社会全体で租税教育に取り組み、 しているとは言いがたい。学校教育はもと が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解 重要である。しかしながら、税の意義や税 税の使途についても厳しく監視することが する義務がある。また、税を適正に納め、 税は国や地方が国民に供与する公共サー 納

省略いたします。税目別の具体的意見は紙面の都合上、











相談役 アイトー電子(株)



相談役 堀内電気㈱ 堀内 富久



相談役 ㈱山梨中央銀行吉田支店 幸夫 長田



相談役 秋山土建(株) 大崎 俊浩



相談役 ㈱富士レークホテル 常済 井出



顧問

原田



顧問

滝口



副会長



会 長 中央観光㈱



相談役 東京地方税理士会大月支部



相談役 (株)新名製作所



相談役 (有)大和屋薬局



威

則夫

相談役 (株)槇田商店

槇田



哲夫

武

相談役 ㈱コバヤシ工業

小林

(有)山岸旅館

外川 凱昭

細谷 憲二

池谷 正志

新名 米光



副会長 日伸総建㈱



川上建設㈱



専務理事 公益社団法人大月法人会 小笠原能久



副会長 (有)こみたけ売店 小佐野昇·

幸治

信行

副会長 (株)メイト

山口 照義



小林工業㈱ 小林余し緒

志村美貴代

川上洋一郎

副会長 都留信用組合

細田



常任理事 山 叶(株)



常任理事 奥秋建設㈱

奥秋



常任理事 (株)小林工務店

小林



常任理事 ㈱堀江製作所

堀江



常任理事 三栄工業㈱

鯨岡



常任理事 ㈱田村組

田村



幸次

常仟理事 ㈱鈴木製作所

鈴木

渡辺 吉勝



常任理事 富士観光開発(株) 小谷田



常任理事 船津観光㈱

梶原



歳男

朝彦

常任理事 タカムラ建設(株)

高村



俊隆

正史

常任理事 秋山土建㈱

立川



正文

常任理事 富士急行㈱ 堀内光一郎



夏子

常任理事 富岳物産(株) 浅沼 歌子



誠

剛仁

常任理事 ㈱大森工務所

大森



(株)ナカヤマ



㈱みどりや



理 事 ㈱尾形製作所



(株)キドハイテック 城戸 正三



理 事 ㈱トーホー 守屋



博文

古家



㈱協和生コン 恵次 倉澤 鶴義

中山 愛美

天野 喜宗



直







平成30年新春講演会 賀詞交歓会のご案内

日 時:平成30年1月17日(水)午後3時受付開始

場 所:ハイランドリゾートホテル&スパ

講演会:午後3時30分~

講 師:大月稅務署長 田畑 晶司氏

演 題:「税務行政の将来像」

~スマート化を目指して~

賀詞交歓会:午後5時15分~

会 費:5,000円



オオカミに出会わない。それがいちばんの、めでたしめでたし。

おばあさんの家に荷物を届ける少し前、赤ずきんはAIG接保のリスクコンサルタントから、 配達中のさまざまなリスクについて聞いていました。交通事故に器物破損。さらにはオオカミの襲撃リスクまで。 安全なルートを選んだ赤ずきんは、無事おばあさんの家に荷物を届けられましたとさ。

2018年1月1日、AIU損害保険と富士火災海上保険は経営総合し、「AIG損害保険」になりました。

リスクを知れば、運命は変わる。

AIG損保

AIG損害保険株式会社

ia co in

本店

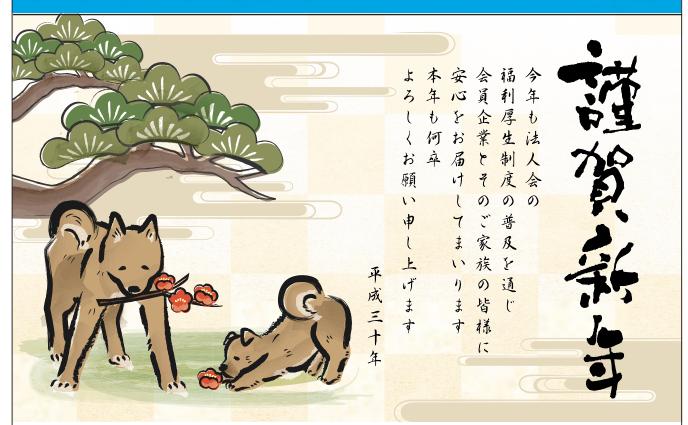
F105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビ) D3-6848-8500

午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

山梨支店

〒400-0032 山梨県甲府市中央 2-9-21 富士火災甲府ビル 4F TFI :055-228-6311 FAX:055-233-5323





(引受保険会社) Afriac アフラック

山梨支社

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスカイビル4F 法人会フリーダイヤル **20**。**0120-876-505** 受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)



心 安全の

時間調整、また相乗りをお願いする場合がございます。※日時・地域によつては承れない場合や手配の都合により1時間:※有料道路代金等はお客様負担とさせていただきます。 送迎致します!! 前後の



ふぐ・福

西館 10,0

お一人様 1泊2食付き 4名様より

(税込 10,950円) 消費税·入湯稅込



 $201712/1 \$ $\sim 2018 \ 3/23 \$

お一人様 冬花火 開催日夕食 (税込 7,710円)

美しい景色を楽しむなら 絶景の富士レークホテルで 15名様以上 カラオケサービス 温泉入浴 ・休憩+バスタオル・浴衣付き

西館和洋室のご利用カレンダー 各プランのご利用日の金額は下記カレンダーをご参照下さい。



Jan	uary			20	18	1 _月
日	月	火	水	木	金	±
	X	X	B	4	5	8
₹	8	9	10	11	12	(1)
	15	16	X	18	16	2
2	22	23	24	25	26	
28	29	30	31			

Fet	ruar	r y			1	2 _月
日	月	火	水	木	金	±
				X	2	(3)
4	5	6	7	8	9	(16)
	12	13	14	15	16	
18	19	20	21	22	23	24
25	26	2 7	28			

Mar	ch				(3 _月
日	月	火	水	木	金	±
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	*
18	19	20	21	22	23	24
25	26	2X	<i>2</i> 8	28	3 Q	31

【西館】

4名1室利用時、消費税・入湯税別の 10,000円 大15,000円

おひとり様の料金です。

■11,000円 ▲17,000円

2名様ご利用の場合 +3,000円 3名様ご利用の場合 +2.000円 ◆13,000円 ○ 冬 花 火 14.000円

予約不可日

日本一の富士の麓 誰もが幸せになれる ユニバーサルリゾート **SINCE 1932**



🌬 富士レークホテル

お問い合わせご予約は

【予約受付時間 8:00~20:00】

☎0555-72-2209(代)

〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1番地 http://www.fujilake.co.jp









氏子戸数 御 宮例 内 代 祭 祭 座 地 地 司 日 神

出世大神宮 諏訪春日神社(旧指定村社

大月市猿橋町

建御名方命 天児屋根命 猿橋一一三五

天照皇大御神

中村 宗彦

四月十八日 九月十一日

伊藤征夫 一六九坪七五

四五〇戸

諏訪春日神社由緒沿革

社と改称した。本殿流れ造、桁二間 十一年三月十八日県指令学第四三二 無月吉祥と刻み込まれている。大正 鉢に安政四年(西暦一八五七年)水 升とある。石燈籠に文化八年(西暦 四間三尺、宝剣、安綱は有名である。 三尺、梁三間、拝殿桁六間二尺、梁 無格社三重神社を合併し諏訪春日神 号を以て、旧猿橋切添大神社、梨木 一八一一年)辛未令下二日、又手洗 由緒不詳。甲斐国志に除地六斗八

出世大神宮由緒沿革

が数十戸のころ伊勢講という講があ 思い見ると、千三百年の歴史がある り、三年毎に選ばれたその年の世話 と伝承される。江戸時代の初期猿橋 そもそも出世大神宮の古事来歴を 校附近と思われる。 社であり、 m)とあることから現在の猿橋中学 猿橋北岸一丁



長祈願は有名である。 格等の神事は良く行われており、 を始め商売繁盛、

事と五穀豊穣を祈願していた。その 皇大神宮に参詣して地区民の平穏無

人が地区民の代表として伊勢の天照

大麻(お札)を納めたのが伊勢神明

(約一二)

るようになり、それが正式 ると人々により宣伝され、 神社通称大神宮の社号であ 時は小さな神祠であった。 を変更したものである。当 社から天照皇大神社と社号 の天照皇大神宮の御神霊を り、それで考えたのが伊勢 ばつ等の災害による凶作の 『出世大神宮』と尊称され いつの世か誰言うとなく 敬神すれば必ず立身出世す 奇橋猿橋とともに大神宮を 往来も激しくなり、日本三 駅となってから甲州街道の 暦一六七一年)に猿橋が宿 ったものが寛文十一年(西 (分祀) したのが伊勢神明 いただいてきて正式に勧請 為代参ができない年もあ (約六○○㎞) の遠方にあ 伊勢神明社から天照皇大 かし伊勢は百五十 水害、 里

拝者が多く、特に立身出世を願う成 月十八日の例祭には近郷近在から参 現在でも霊験灼であり、家内安全 交通安全、受験合

な社号となっている。

諏訪春日神社と出世大神宮の関わり

があった程度で今の商店街は溶岩流 を待つ所)現在の横町の松葉に茶店 沢(梅沢の地名が残っている)附近 神社は建御名方富命、春日神社は天 社の相殿となったと思われる。 族が集ったことにより諏訪・春日神 神様の創建ということになり色々氏 起こりである。多勢の人が集れば氏 の噴火の大災害が猿橋発展の歴史の でありびく島と言われていた。高い の原野で、一滴の水も出ず不毛の地 の出世大神宮と心月寺の間を流れる 非常に珍しいことである。 神・国津神の二柱が祀られることは ている。一つの地区の氏神に天津 児屋根命の二神が祭神として祀られ 拓が始まり人が集って来た。富士山 はそこに草木が生えるようになり開 余り(約一m)も降った。数年後に ンお大噴火が繰返され火山灰が三尺 から天長三年の四十五年間に富士山 している。天応元年(西暦七八一年) 所から見ればまさにびくの篭の形を に二~三十戸の集落と待場(渡し舟 奈良時代から平安初期の猿橋は今

たものである。 神社の御神霊を出世大神宮に合祀し 定村社に昇格させる為、 大正十一年三月十八日に社格を指 諏訪・春日

> 卜製造販売 ニットハウス・コンテナ販売

産業株式会社

☎(代)0554-23-2010 山梨県大月市七保町葛野858 **〒409-0623**

平成29年度

晋第33回高校生の税に関する標語

優秀作品

公益社団法人 大月法人会 青年部会

大月税務 署長賞 見渡せば いたるところに 活きる税

吉田高等学校 2年 岩下 成輔

第士吉田市 市長賞 税金は 国を動かす エネルギー

富士学苑高等学校 2年 天野 仁弘

東京地方
税理士会
大月支部長賞

税金は 未来を作る 大切な鍵

ひばりが丘高等学校 1年次 小堀 空

大月法人 会長賞 見つめよう 生きる権利と 払う義務

吉田高等学校 1年 吉村 光翔

青年部会長賞

税金を 使える感謝 忘れずに

富士学苑高等学校 3年 野々村大志

金賞

税金を 納めて託そう 日本の未来

吉田高等学校 25

2年 飯山 舞優

金賞

税金で つくるみんなの 豊かな未来

ひばりが丘高等学校 3年次 小針 涼花



税金が 未来の道を つくりだす

ひばりが丘高等学校 2年次 堀内 沙彩



「納める」は 「もらった」私の 恩返し

富士学苑高等学校 1年 小俣龍太郎



我が故郷 感謝の気持ちで ふるさと納税

吉田高等学校 1年 堀内 知美



創ろうよ 社会の基盤 税金で

富士学苑高等学校 1年 奥脇 望美